主 文

本件各上告を棄却する。

被告人らに対し、当審における未決勾留日数中各四〇日を、それぞれその本刑に算入する。

理 由

被告人らの弁護人藤堂真二、同開原真弓の上告趣意第一は、憲法三八条三項違反をいうが、原審でなんら主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、 同第二は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人らの弁護人井上正治の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、適法 な上告理由にあたらない。

被告人Aの弁護人山口高明の上告趣意第一点は、憲法三一条違反及び判例違反をいう点をも含め、実質は、すべて、刑法六〇条の解釈、適用の誤りをいう単なる法令違反の主張であり、同第二点のうち、憲法三八条二項、三一条違反をいう点は、記録によれば、所論各供述の任意性を疑うべき証跡はないから、前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人Bの弁護人樋口文男の上告趣意第一点は、量刑不当の主張であり、同第二点は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一 致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一〇月一五日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 大
 塚
 喜
 一
 郎

 裁判官
 百
 田
 豊

 裁判官
 本
 林
 讓

 裁判官
 栗
 本
 夫